

一般社団法人日本臨床心理士会臨床心理センター運営規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本センターは、一般社団法人日本臨床心理士会臨床心理センター(以下センターという)と称する。

(所在地)

第2条 センターは東京都文京区本郷2丁目40番14号山崎ビル、一般社団法人日本臨床心理士会内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 センターは、一般社団法人日本臨床心理士会(以下、本会とする)定款第3条に定めることを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、本会定款第4条の(1)(2)(4)(6)及び(8)に規定する以下の事業を行う。

(1) 国民のこころの健康の保持・向上、福祉の増進に資する事業。

各種電話相談
市民向け研修講座等
その他

(2) 本会会員(以下、会員とする)の資質と技能の向上のための諸事業。

小研修会
資質向上にかかわる会員向け情報提供
その他

(3) 臨床心理士の諸活動に関する情報を整備し、会員及び市民に提供する。

ウェブ版「臨床心理士に出会うには」の運営
諸情報の整備と提供

(4) その他前条の目的の達成に必要と認める諸事業。

第3章 運営

(センター運営委員会)

第5条 本会定款第47条に基づき、センター運営委員会を設置する。

2. センター運営委員長は本会理事1名とする。

3. センター運営委員は本会理事2名及び本会会長が任命する臨床心理士若干名とする。

4. センター運営委員会は、委員長が召集し、センターの運営に関する必要事項を協議し、議決する。重要事項に関しては本会常任理事会の審議事項とし、最重要事項は本会理事会(以下、理事会とする)の審議事項とする。

第4章 組織

(組織)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長1名。
- (2) センター担当職員、若干名。
- (3) センター長はセンター運営委員会が推薦し、理事会の承認を得ること。

第5章 会計

(運営費)

第7条 センターの運営経費は次の各号による。

- (1) センターの事業収入
- (2) センター運営費
- (3) 寄付金
- (4) その他

(会計)

第8条 センターの会計業務は本会で行う。

2. センターの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 規程の改正

第9条 この規程はセンター発足以後2年以内に理事会の審議を経て改定する。

第7章 雑則

第10条 センターの運営に必要な細則は、理事会の承認を得て、センター運営委員長がこれを定めることができる。

附則 本規程は、平成21年4月1日より施行する。

本規定は、平成21年4月12日より改訂施行する。